

電子入札の導入について

1. 導入の目的

町では、入札契約事務における公正性の高上、透明性・競争性の促進、入札参加者の利便性の向上、事務の効率化・迅速化を図るため、電子入札を導入します。

2. 導入時期

令和4年度4月以降執行の入札から

令和4年度上半期（4月～9月）については、対象事業を選定し、紙入札と電子入札を併用で実施予定。また、下半期（10月以降）は全ての案件を電子入札で実施する予定。

3. 電子入札概要

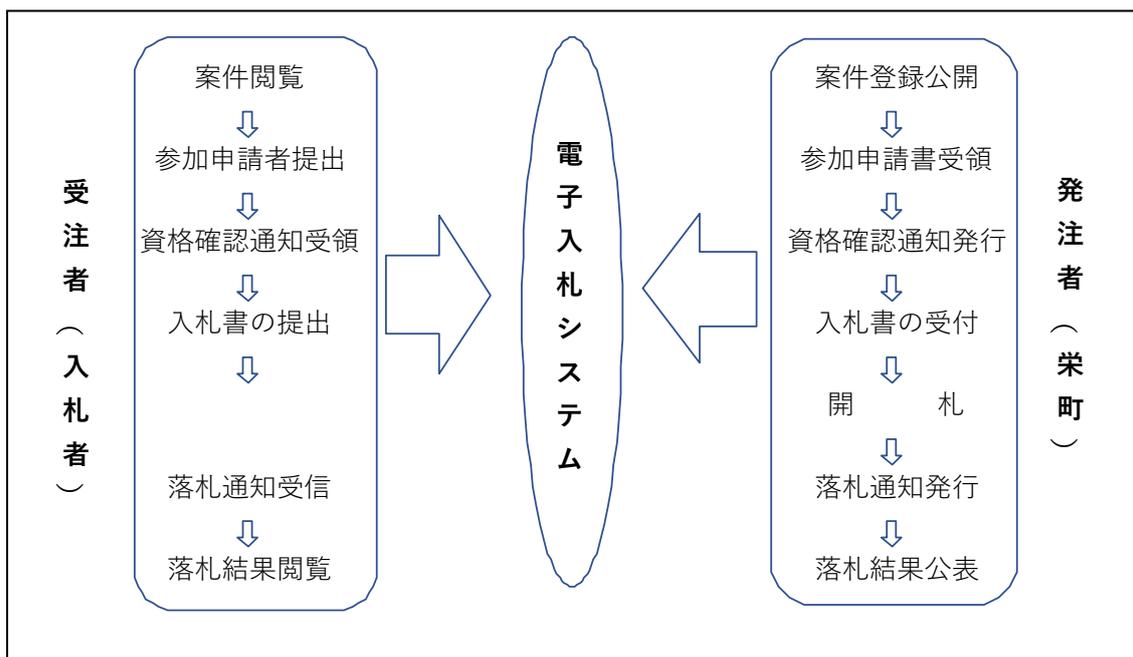
電子入札とは、これまで紙で行っていた入札をインターネットを介して行う仕組みです。

電子入札システムにより、一連の入札事務手続きの電子化を実現し、受注者がインターネットを利用して入札に参加できるようになります。これにより、受注者が入札へ参加する機会を拡大し、競争性の促進を図ることができます。

また、インターネット上で工事などの公共事業発注に関する情報公開を可能にすることで、入札業務プロセスの透明性及び公平性が確保されます。

電子入札を導入した場合、入札案件の閲覧から落札結果閲覧まで（下図参考）の一連の作業をインターネットを利用して行います。

参考：電子入札一連の作業（一般競争入札）



4. 電子入札システムについて

電子入札システムは、「ちば電子調達システム」を利用し入札事務を行います。

この、ちば電子調達システムは、千葉県及び県内各自治体が連携・協力し、千葉県電子自治体共同運営協議会を設立し運営されています。

電子入札システムを利用するためには、インターネットを利用するため、パソコン、ソフトウェア（ブラウザ）、プリンター、ICカード及びICカードリーダーが必要となります。

システムでは、インターネット上での情報のやり取りを安全に実施するため、電子認証を利用しています。

5. 電子入札参加への準備

パソコン、プリンター、ソフトウェア、ネットワーク環境の準備

ICカード及びICカードリーダーの購入（申し込みからICカードが届くまで時間を要しますので、早めに申し込み手続きをお願いします。）なお、コアシステム用のICカードをお持ちの方はご購入いただく必要はありません。

① 電子入札はインターネットを利用するため、パソコン、ソフトウェア（ブラウザ）、メールアドレス（携帯メールは不可）が必要です。

また、印刷するためにプリンターが必要となります。

② 電子入札には、認証局から発行される電子証明書＝ICカード（有料）が必要となります。

電子証明書の取得方法は、各認証局にお問合わせください。

なお、ICカードの名義人は、代表者又は代理人（年間委任状にある受任者）となります。ただし、代理人は代表者のICカードを利用することができます。

ICカードとカードリーダーが届きましたら、認証局から提供されたマニュアルを参照してカードリーダーのセットアップを行います。セットアップの方法は、認証局ごとに異なりますので、不明な点は購入された認証局にお問合せください。

※他団体用のICカードを既に所有している方は、新たに栄町用としてICカードを購入する必要はありません。

ただし、登載されている入札参加資格者名簿の種類ごとに、ICカードが必要です。

例えば、工事・測量等と物品・委託名簿に登載されている方が、両方の電子入札に参加するためには、2枚のカードが必要になります。

③ ICカードのセットアップするには java 環境ファイル『java.policy』を更新する必要があります。

更新を行うには『環境設定ツール』が必要です。『環境設定ツール』は各認証局によって、ＩＣカードリーダーに添付、もしくはホームページよりダウンロードといった形で提供されています。お問合せは各認証局にお願いします。

- ④ 電子入札を利用するには、ちば電子調達システムで、栄町に対し利用者登録をする必要があります。

利用者登録をするためには、各自の利用者登録番号が必要です。

他団体などに登録済みのＩＣカードをお持ちの場合でも、電子入札システムから栄町への利用者登録をしなければ、栄町の電子入札に参加することはできません。また申請区分（工事・測量等、物品・委託）ごとに利用者登録が必要になります。

・「利用者登録番号」とは

電子入札システムを利用するためのＩＣカード利用者登録を行うときに必要（初めて栄町の電子入札システムにアクセスし、利用者登録をするとき）

